

別表（第3条関係）

種目	品目	障害及び程度	性能等	耐用年数	基準額 (円)
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）、寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害2級以上で常時介護を必要とする身体障害者（児）及び重度知的障害者（児）、寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためのマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	5年	19,600
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する身体障害者（児）、自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、容易に使用し得るもの	5年	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴に介護を要する身体障害者（児）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上で自力で体位変換ができないため、介助者の支援を要する身体障害者（児）、寝たきりの状態にある難病患者等	障害者等又は介助者が体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）、下肢又は体幹に障害のある難病患者等	介護者が容易に使用し得るもの。天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	4年	159,000
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）	原則として付属のテーブルをつけるものとする	5年	33,100
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）、下肢又は体幹に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
自立生活支	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害で入浴に介助を要する身体障害者（児）、入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、介護者等が容易に使用し得るもの。住宅改修を伴うものを除く	8年	90,000

援 用 具	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)、常時介助を要する難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)住宅改修を伴うものを除く	8年	4,450 手すり付は 5,400増
	頭部保護 帽	平衡機能又は体幹機能障害があつて、起立・歩行時に頻繁に転倒する身体障害者(児)	ヘルメット型で、転倒の衝撃から頭部を保護できるもの 価格はオーダーメイドの場合に適用。既製品は右記価格の80%の範囲内	3年	スポンジ、革を主原料 15,200 スポンジ、革、プラスチックを主原料 36,750
		重度知的障害でてんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者(児)			12,160
	歩行補助 つえ (一本状のみ)	下肢、体幹、平衡及び移動機能障害の身体障害者(児)	T字状・棒状のつえで手に持って歩行を助けるもの	3年	木材、ニス塗装 2,200 軽金属、塗装無 3,000 夜光材付は410増 (全面夜光材付は 1,200増) 外装に白色又は黄色ラッカーをしようした場合260増
	移動・移 乗支援用 具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障害者(児)、下肢に障害のある難病患者等	次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする 住宅改修を伴うものを除く	8年	60,000
	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者(児)及び訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な重度知的障害者(児)、上肢機能に障害のある難病患者等	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び介護者が容易に使用し得るもの。住宅改修を伴うものを除く	8年	151,200

	火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者(児)、重度知的障害者(児)及び難病患者等でそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
	自動消火器	障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
	電磁調理器	視覚障害2級以上の身体障害者及び重度知的障害者	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者(児)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	10年	7,000
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行っている身体障害者(児)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上、音声機能障害3級、体幹機能障害2級又は同程度の障害であって必要と認められる障害者(児)等	障害者(児)等が容易に使用し得るもの	5年	36,000
	電気式たん吸引器		障害者(児)等が容易に使用し得るもの	5年	56,400
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の身体障害者(児)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年	9,000
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の身体障害者(児)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000
	動脈血中酸素飽和測定器(パルス)	呼吸器機能障害3級以上の身体障害者(児)、人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	障害者(児)等が容易に使用し得るもの	6年	難病患者等以外 72,000 難病患者等 157,500

	オキシメーター)				
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由者があって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年	98,800
	情報・通信支援用具	上肢障害2級又は視覚障害2級以上の障害があつてパソコンの操作が困難な身体障害者(児)	パーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトで障害者(児)が容易に使用し得るもの 画面の文字や入力内容を音声化するソフト、画面拡大ソフト、点字ディスプレイ、スキャナ、入力補助用具(大型キーボード、特殊マウス、ジョイスティック、スイッチ等)ただし、機器修理、バージョンアップ、運搬、取付、調整等費用は対象外	1人 1回限り	100,000
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上の重複障害者で必要と認められる身体障害者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500
	点字器	視覚障害があつて、視力の低下、視野狭窄がある身体障害者(児)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの(点筆を含む)	5年	標準型 10,400 携帯用 7,200
	点字タイプライター	視覚障害2級以上で就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる身体障害者(児)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年	63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の身体障害者(児)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	6年	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000
	視覚障害者用活字	視覚障害2級以上の身体障害者(児)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報	6年	99,800

文書読上げ装置		を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害であって本装置によらなければ文字等を読むことができない身体障害者(児)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,800
盲人用時計	視覚障害2級以上の身体障害者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読時計の使用が困難な者を原則とする	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	触読時計 10,300 音声時計 13,300
聴覚障害者用通信装置 (ファックス・テレビ電話)	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するものであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる身体障害者(児)	音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、容易に使用できるもの	5年	71,000
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害を有するもので、本装置によりテレビの視聴が可能になる身体障害者(児)	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、容易に使用し得るもの	6年	89,900
人工喉頭	喉頭を摘出し、音声・言語機能障害を有し、音声を発することが困難な身体障害者(児)	障害者(児)が容易に使用し得るもので笛式又は電動式のもの	4年	笛式 5,000 気管カニューレ付は3,100増
			5年	電動式 70,100 電池又は充電器を含む
福祉電話 (貸与)	難聴者又は外出困難な2級以上の身体障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認めら	障害者が容易に使用し得るもの	—	83,300

		れる障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
	ファックス (貸与)	聴覚又は、音声・言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な単身世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの	—	7,700
	人工内耳の体外装置	聴覚障害があつて、体外装置を装着後5年以上経過している者	音を電気信号に変換し、体内装置に送信する機器であつて、損害保険及び医療保険適用外のもの	5年	350,000
排泄管理支援用具	ストーマ装具 (消化器系)	直腸機能障害で人工肛門のストーマを造設した身体障害者(児)	低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする	—	9,200
	ストーマ装具 (尿路系)	膀胱機能障害で尿路変更のストーマを造設した身体障害者(児)	低刺激性の粘着材を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする	—	12,000
	紙おむつ等	高度の排便、排尿機能障害又は脳原性運動機能障害2級以上(発生時期が6歳未満)で排尿若しくは排便の意思表示が困難であり、恒常的に紙おむつを必要とする3歳以上の身体障害者(児)	紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品	—	12,000
	収尿器	膀胱機能障害があつて排尿のコントロールが困難な身体障害者(児)又は尿路変更のストーマを造設した身体障害者(児)	採尿器と蓄尿袋で構成され尿の逆流防止装置を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	1年	男性用 ラテックス製又はゴム製 普通型 7,700 簡易型 5,700 女性用 普通型 8,500 耐久性ゴム製採尿

				袋を有する物 簡易型 5,900 ポリエチレン製の 採尿袋導尿ゴム管 付(採尿袋20枚を1 組とする)
--	--	--	--	---

(注)

- 1 「身体障害者(児)」とは身体障害福祉法(昭和24年法律第283号)第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者及び身体障害児をいう。「知的障害者(児)」とは愛知県から療育手帳の交付を受けた知的障害者及び知的障害児をいう。「難病患者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定される、治療法が確立されていない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が更生労働大臣が定める程度である者をいう。
- 2 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 3 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。